

令和3年度弘前市地元農産物加工支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市内の農林漁業者が生産した農林水産物を主たる原材料とした高付加価値の農産加工品の開発及び販路の開拓を促進することにより、地域の6次産業化事業を推進し、もって市の農林漁業の振興を図るため、令和3年度予算の範囲内において、弘前市地元農産物加工支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、弘前市補助金等交付規則（平成18年弘前市規則第57号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農林漁業者 農業者、林業者若しくは漁業者又はこれらの者の組織する団体（これらの者が主たる構成員又は出資者となっている法人を含む。）をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (3) 補助事業 市内の農林漁業者が生産した農林水産物を主たる原材料（調味料、食品添加物を除く。）として新たな商品の開発および販路の開拓をする事業をいう。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次のいずれにも該当する農林漁業者又は農林漁業者と連携して本事業を行う中小企業者とする。

- (1) 市内に主たる事業所または住所を有すること。
- (2) 令和元年度から令和2年度までにおいて納付すべき市県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険料（以下、「市税等」という。）を滞納していない者であること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業を実施するために必要な経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）であって、別表に掲げるものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額の合計額から市以外の者から交付される補助金等の額を控除した額の2分の1に相当する額又は500,000円のいずれか少ない額以内の額とする。

- 2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 規則第3条の補助金等交付申請書は、令和3年度弘前市地元農産物加工支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

- 2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。
 - (1) 事業計画書（様式第2号）
 - (2) 収支予算書（様式第3号）
 - (3) 同意書（様式第4号）

- 3 第1項の申請書の提出期限は、令和3年12月24日とする。

(交付の条件)

第7条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定を受けた場合において、規則第5条の規定により付された条件とする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ令和3年度弘前市地元農産物加工支援事業費補助金事業変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出して、その承認を受けること。ただし、交付決定額から3割以内の減額

については、この限りでない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和3年度弘前市地元農産物加工支援事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出して、その承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

（交付決定）

第8条 規則第6条の補助金等交付決定通知書は、令和3年度弘前市地元農産物加工支援事業費補助金交付決定通知書（様式第7号）とする。

（変更交付決定）

第9条 市長は、第7条第1号の規定による申請を承認するときは、令和3年度弘前市地元農産物加工支援事業費補助金変更交付決定通知書（様式第8号）により、補助事業者へに通知するものとする。

（申請の取下げ）

第10条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日として市長が定める日は、補助金の交付決定通知書の送付を受けた日の翌日から起算して7日を経過した日とする。

（実績報告）

第11条 規則第12条の補助事業等実績報告書は、令和3年度弘前市地元農産物加工支援事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書（様式第9号）とする。

2 前項の報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第10号）
- (2) 収支決算書（様式第11号）
- (3) 商品紹介シート（様式第12号）
- (4) 領収証、受領証等支払を証明するものの写し
- (5) 開発した商品の写真等
- (6) 販促物の写真等

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第1項の報告書の提出期限は、補助事業が完了した日（第7条第2号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）の翌日から起算して30日を経過した日又は令和4年3月31日のいずれか早い日とする。

5 第1項の報告書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税及び地方消費税相当額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定通知）

第12条 規則第13条の補助金等交付額確定通知書は、令和3年度弘前市地元農産物加工支援事業費補助金交付額確定通知書（様式第13号）とする。

（財産の管理及び処分）

第13条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した備品、機械等についての台帳（様式第14号）を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

2 規則第20条ただし書の市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた当該備品等の耐用年数を経過するまでの期間とする。

3 規則第20条第2号の市長が定めるものは、補助金により取得した備品、機械等のうち取得価格が100,000円以上のものとする。

（補助金の請求等）

第14条 補助金の請求は、令和3年度弘前市地元農産物加工支援事業費補助金請求書（様式第15号）を市長に提出して行うものとする。

2 補助金は、前項の請求書が提出された日から起算して30日以内に口座振替により交付する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和3年度の補助事業について適用する。

別表（第4条関係）

補助対象経費		摘要
事業区分	費目	
新たな商品の開発にかかる経費	原材料費	商品発売日前に発注したものに限る。
	外注加工費	1 商品発売日前に発注したものに限る。 2 費目ごとにそれぞれ 300,000 円を補助対象経費としての上限とする。
	分析・検査料	
	デザイン費	
	包装材料費	
	ラベル等印刷費	
	機械器具費	
	共同研究費	
	謝金	
通信運搬費		
販路の開拓にかかる経費	販促物制作費 (デザイン費、印刷費等を含む。)	300,000 円を補助対象経費としての上限とする。
	産業財産権等取得費	
	展示会等出展料	
	通信運搬費	

備考 旅費、燃料費、食糧費及び人件費を除く。

様式第1号（第6条第1項関係）

令和 年 月 日

弘前市長 様

住 所
申請者
氏 名

令和3年度弘前市地元農産物加工支援事業費補助金交付申請書

令和3年度において実施する地元農産物加工支援事業について、補助金の交付を受けた
いので、弘前市補助金等交付規則第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額

_____ 円

2 補助金の額の算定根拠

3 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 同意書（様式第4号）

4 市税等の滞納 有 ・ 無

備考

- 1 申請者が法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載事項
とします。
- 2 氏名又は代表者名は、署名してください。なお、申請者が法人の場合又は法人以
外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。
- 3 上記に掲げる添付書類以外の書類の提出を求めることがあります。

担当及び提出先：農林部農政課
電話：40-0504

様式第2号（第6条第2項関係）

事業計画書

- 1 補助事業の名称 令和3年度弘前市地元農産物加工支援事業
- 2 開発する商品の内容等

開発する商品の内容	備考
商品の主たる原材料となる農林水産物名 _____ 主たる原材料となる農林水産物の仕入先 _____	
事業実施に係る農林漁業者との連携体制(中小企業者のみ記入。)	
完成後の販売予定場所	
商品の販売価格、販売予定量(年間)	

3 事業スケジュール

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

次の記入例に従って事業計画がわかるように記入すること。

(○-○：商品企画 △-△：試作 □-□：包装資材の検討等 ☆：販売開始)

4 販路開拓の見通し

--

5 事業実施により期待できる効果(事業実施による効果)

--

様式第3号（第6条第2項関係）

収支予算書

1 収入

(単位：円)

科 目	本年度予算額	摘 要
計		

2 支出

(単位：円)

科 目	本年度予算額	摘 要
計		

備考 摘要欄には、本年度予算額の積算の基礎を記入してください。

様式第4号（第6条第2項関係）

同意書

令和 年 月 日

弘前市長 櫻田 宏 様

住所

氏名

○市税等の滞納について

申請内容の審査のために必要があるときは、私と私の同一世帯員について市県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険料の納付状況を確認することに同意します。

○情報公開について

私は、令和3年度弘前市地元農産物加工支援事業費補助金の交付を申請するにあたり、開発した商品について市が求めた情報を提供すること及び市のホームページ又は広報ひろさき等に掲載することに同意します。

備考

- 申請者が法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載してください。
- 氏名又は代表者名は、署名してください。なお、申請者が法人の場合又は法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

様式第5号（第7条関係）

令和 年 月 日

弘前市長 様

住 所
補助事業者
氏 名

令和3年度弘前市地元農産物加工支援事業費補助金事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け弘農政収第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた下記補助事業の経費の配分（内容）を変更したいので、令和3年度弘前市地元農産物加工支援事業費補助金交付要綱第7条第1号の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称 令和3年度弘前市地元農産物加工支援事業
- 2 補助金の交付決定額 _____ 円
- 3 補助事業の経費の配分（内容）を変更する理由
- 4 補助事業の経費の配分（内容）の変更の内容

備考

- 1 補助事業者が法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載事項とします。
- 2 氏名又は代表者名は、署名してください。なお、申請者が法人の場合又は法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。
- 3 経費の配分を変更する場合は、収支予算書（様式第3号）に準じて作成し、上段に変更後の額を朱書きし、下段に変更前の額を記載してください。

担当及び提出先：農林部農政課
電話：40-0504

弘前市長 様

住 所
補助事業者
氏 名

令和3年度弘前市地元農産物加工支援事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け弘農政収第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた下記補助事業を中止（廃止）したいので、令和3年度弘前市地元農産物加工支援事業費補助金交付要綱第7条第2号の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称 令和3年度弘前市地元農産物加工支援事業
- 2 補助金の交付決定額 _____ 円
- 3 補助事業を中止（廃止）する理由
- 4 補助事業の中止の期間（廃止の時期）

備考

- 1 補助事業者が法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載事項とします。
- 2 氏名又は代表者名は、署名してください。なお、申請者が法人の場合又は法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

担当及び提出先：農林部農政課
電話：40-0504

弘農政収第 号
令和 年 月 日

様

弘前市長

印

令和3年度弘前市地元農産物加工支援事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった標記補助金については、弘前市補助金等交付規則第4条第1項の規定に基づき交付することに決定したので、同規則第6条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 補助金の対象となる事業の目的及び内容並びにその事業に要する経費の配分は、令和 年 月 日付けによる補助金交付申請書及び添付書類に記載のとおりとする。
- 2 補助金の額 _____ 円
- 3 交付の条件
 - (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ令和3年度弘前市地元農産物加工支援事業費補助金事業変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出して、その承認を受けること。ただし、交付決定額から3割以内の減額については、この限りでない。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和3年度弘前市地元農産物加工支援事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出して、その承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- 4 その他
 - (1) 補助事業者は、令和3年度弘前市地元農産物加工支援事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書（様式第9号）に必要書類を添付して、補助事業が完了した日（第7条第2号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）の翌日から起算して30日を経過した日又は令和4年3月31日のいずれか早い日までに市長に提出してください。
 - (2) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の費用の収支の内容を証する書類並びに補助事業の実績を証する書類を整備し、令和9年3月31日まで保管してください。

担当：農林部農政課
電話：40-0504

弘農政収第 号
令和 年 月 日

様

弘前市長 印

令和 3 年度弘前市地元農産物加工支援事業費補助金変更交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった下記補助事業の経費の配分（内容）の変更については、令和 3 年度弘前市地元農産物加工支援事業費補助金交付要綱第 7 条第 1 号の規定に基づきこれを承認することとし、次のとおり変更して交付することに決定したので、通知します。

記

- 1 補助事業の名称 令和 3 年度弘前市地元農産物加工支援事業
- 2 補助事業に要する経費の配分は、令和 年 月 日付けによる補助金事業変更承認申請書及び添付書類に記載のとおりとする。
- 3 補助金の変更交付決定額 _____ 円
- 4 交付の条件
 - (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ令和 3 年度弘前市地元農産物加工支援事業費補助金事業変更承認申請書（様式第 5 号）を市長に提出して、その承認を受けること。ただし、交付決定額から 3 割以内の減額については、この限りでない。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和 3 年度弘前市地元農産物加工支援事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第 6 号）を市長に提出して、その承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- 6 その他
 - (1) 補助事業者は、令和 3 年度弘前市地元農産物加工支援事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書（様式第 9 号）に必要書類を添付して、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）から起算して 30 日を経過した日又は令和 4 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに市長に提出してください。
 - (2) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の費用の収支の内容を証する書類並びに補助事業の実績を証する書類を整備し、令和 9 年 3 月 31 日まで保管してください。

担当：農林部農政課
電話：40-0504

様式第9号（第11条第1項関係）

令和 年 月 日

弘前市長 様

住 所
補助事業者
氏 名

令和3年度弘前市地元農産物加工支援事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書

令和 年 月 日付け弘農政収第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた下記補助事業が完了（を廃止）したので、弘前市補助金等交付規則第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称 令和3年度弘前市地元農産物加工支援事業
- 2 補助金の交付決定額 _____円
- 3 添付書類
 - (1) 事業実績書（様式第10号）
 - (2) 収支決算書（様式第11号）
 - (3) 商品紹介シート（様式第12号）
 - (4) 領収証、受領証等支払を証明するものの写し
 - (5) 開発した商品の写真等
 - (6) 販促物の写真等

備考

- 1 補助事業者が法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載事項とします。
- 2 氏名又は代表者名は、署名してください。なお、申請者が法人の場合又は法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。
- 3 上記に掲げる添付書類以外の書類の提出を求めることがあります。

担当及び提出先：農林部農政課
電話：40-0504

様式第10号（第11条第2項関係）

事業実績書

1 補助事業の名称 令和3年度弘前市地元農産物加工支援事業

2 開発した商品の内容等

開発した商品の内容	備 考
開発した商品のPRポイント	
事業計画の達成状況	
開発した商品の販売場所（予定の場合は販売開始の時期を記載）	

3 補助事業の期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

4 商品が完成した日又は発売を開始した日

令和 年 月 日

5 補助事業の遂行による成果

様式第11号（第11条第2項関係）

収支決算書

1 収 入

（単位：円）

科 目	本年度収入額	本年度予算額	増 減 額	摘 要
計				

2 支 出

（単位：円）

科 目	本年度支出額	本年度予算額	増 減 額	摘 要
計				

備考 摘要欄には、本年度収入額及び本年度支出額の積算の内訳を記入してください。

様式第12号（第11条第2項関係）

商品紹介シート（商品ごとに作成）

商品名			
提供可能時期 最も美味しい時期を () 内に記載	()	賞味期限	
		消費期限	
主原料産地 (栽培、採取場所)		JANコード	
内容量		希望小売価格	税抜 円
			税込 円
1ケースあたり入数		保存温度帯	<input type="checkbox"/> 常温 <input type="checkbox"/> 冷蔵 <input type="checkbox"/> 冷凍
発注リードタイム		販売エリアの制限	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
最大・最小納品単位	最大	ケースサイズ (重量)	縦 × 横 × 高さ
	最小		重量
認証等 (商品・工場・農場等)	<input type="checkbox"/> 有機 JAS <input type="checkbox"/> ISO※ <input type="checkbox"/> HACCP <input type="checkbox"/> 農業生産工程管理(GAP) <input type="checkbox"/> その他 () ※印のものは具体的な取得内容を記載 ()		

ターゲット	売り先	<input type="checkbox"/> 外食 <input type="checkbox"/> 中食 <input type="checkbox"/> 商社・卸売 <input type="checkbox"/> メーカー <input type="checkbox"/> 百貨店 <input type="checkbox"/> 直売所 <input type="checkbox"/> スーパーマーケット <input type="checkbox"/> ホテル・宴会・レジャー <input type="checkbox"/> その他小売 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 業務用対応可能 <input type="checkbox"/> ギフト対応可能
	お客様 (性別・年齢層)	
利用シーン (利用方法、おすすめレシピ等)		
商品特徴		

アレルギー表示（特定原材料） ※使用している項目に☑をする。	
表示義務有	<input type="checkbox"/> えび <input type="checkbox"/> かに <input type="checkbox"/> 小麦 <input type="checkbox"/> そば <input type="checkbox"/> 卵 <input type="checkbox"/> 乳 <input type="checkbox"/> 落花生
表示を奨励 (任意表示)	<input type="checkbox"/> あわび <input type="checkbox"/> いか <input type="checkbox"/> いくら <input type="checkbox"/> オレンジ <input type="checkbox"/> カシューナッツ <input type="checkbox"/> キウイフルーツ <input type="checkbox"/> 牛肉 <input type="checkbox"/> くるみ <input type="checkbox"/> ごま <input type="checkbox"/> さけ <input type="checkbox"/> さば <input type="checkbox"/> 大豆 <input type="checkbox"/> 鶏肉 <input type="checkbox"/> バナナ <input type="checkbox"/> 豚肉 <input type="checkbox"/> もも <input type="checkbox"/> まつたけ <input type="checkbox"/> りんご <input type="checkbox"/> やまいも <input type="checkbox"/> ゼラチン
備考	(当商品以外にアレルゲンを扱っている場合はその旨を記入)

弘農政収第 号
令和 年 月 日

様

弘前市長

印

令和3年度弘前市地元農産物加工支援事業費補助金交付額確定通知書

標記補助金については、令和 年 月 日付け実績報告等に基づき下記のとおり額を確定したので、弘前市補助金等交付規則第13条の規定により通知します。

記

交付決定額	確定額 (a)
円	円

備考

- 1 令和4年4月15日までに令和3年度弘前市地元農産物加工支援事業費補助金請求書（様式第15号）を市長へ提出してください。
- 2 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の費用の収支の内容を証する書類並びに補助事業の実績を証する書類を整備し、令和9年3月31日まで保管してください。
- 3 後日、市長は上記2に記載する書類等の提出を求め、又は検査をすることがあります。この提出若しくは検査を拒んだり、又は書類等を提出できないなどにより、補助事業の実施状況及び収支決算の状況を確認できない場合は、補助金の全部又は一部を返還していただきます。

担当：農林部農政課
電話：40-0504

様式第14号（第13条第1項関係）

財産管理台帳

事業実施年度 令和3年度			補助事業の名称等 令和3年度弘前市地元農産物加工支援事業			
事業の内容				経費の負担区分		
補助事業者	導入機械	施工箇所 (設置場所)	事業量	事業費	負担区分	
					市費	その他
				円	円	円

処分制限期間		処分の状況		工期		摘要
耐用 年数	処分制限 年月日	処分承認 年月日	処分の内容	着工年月日	竣工年月日	
	令和 年 月 日	令和 年 月 日		令和 年 月 日	令和 年 月 日	

備考

- 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入してください。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等の別を記入してください。
- 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先及び抵当権者等の名称又は補助金返還額を記入してください。
- 4 この様式により難しい場合は、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の様式をもって財産管理台帳に代えることができます。

様式第15号（第14条第1項関係）

令和 年 月 日

弘前市長 様

住所
補助事業者
氏名 印

令和3年度弘前市地元農産物加工支援事業費補助金請求書

令和 年 月 日付け弘農政収第 号をもって補助金交付額確定の通知を受けた下記補助金について、弘前市会計規則第54条第1項及び令和3年度弘前市地元農産物加工支援事業費補助金交付要綱第14条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額 _____ 円
- 2 補助金の名称 令和3年度弘前市地元農産物加工支援事業費補助金
- 3 補助金の交付確定額 _____ 円
- 4 振込口座
(1) 金融機関及び支店名
(2) 口座番号
(3) 口座名義人

備考

- 1 補助事業者が法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載してください。
- 2 振込口座を会計管理者へ届けていない場合は、口座振替依頼書（債権者用）を併せて提出してください。

担当及び提出先：農林部農政課
電話：40-0504